

認定医制度規則・施行細則の改正について

2023（令和5）年11月10日に開催されました令和5年度第2回社員総会において、認定医制度規則および施行細則につき下記の改正がありましたのでお知らせします。会員各位におかれましては、ご留意くださいますようお願いいたします。

1. 認定医制度規則第3条の改正（認定医新規申請要件の一部改正）

認定医制度規則

第3条 認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 日本国歯科医師あるいは医師の免許を有する者
- (2) 認定医の申請時において会員であり、かつ申請時点で通算3年以上の学会会員歴を有する者
- (3) 第9章の規定によって定めた認定医指導医の下で、第7章に定めた診療施設において、第8章に定めた障害者歯科の臨床経験を細則の定めに従って修了した者
- (4) 申請時より遡って3年以内に日本障害者歯科学会学術大会に出席した経験を持つ者
- (5) 本学会の定める、実習を含む救急蘇生講習会を受講した経験を持つ者
- (6) 日本障害者歯科学会、iADHおよびAADOHの学術大会での発表または日本障害者歯科学会雑誌、Journal of Disability and Oral HealthおよびInternational Journal of Disability and Oral Healthへの論文掲載の経験を持つ者

2. 認定医制度施行細則第21条(1)の改正（認定医臨床経験施設新規申請要件の一部改正）

認定医制度施行細則

第21条 認定医制度規則第11条に定めた障害者歯科医療を経験できる認定医臨床経験施設とは障害者歯科もしくはそれに相当する診療部門のある歯科大学または歯学部附属病院等で、それ以外の施設の具備すべき条件は概ね以下の通りである。

- (1) 障害者歯科医療が継続的に行われ、1週間の障害者の患者数が概ね~~20~~ → **15**症例以上であること
 - (2) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
 - (3) 認定医指導医の指導のもとに、該当認定医臨床経験施設以外の施設において経験した症例も経験症例の一部として認める
 - (4) 歯科診療の設備が充実し、治療椅子が2台以上であること
 - (5) 認定医指導医は常勤、非常勤等を問わず継続的に存在すること。
 - (6) 歯科衛生士の関わりが日常かつ継続的であること
 - (7) 歯科医師を対象とした研修が定期的で開催されていること
 - (8) 障害者の歯科医療や療育、訓練、福祉に関する図書が充実していること
 - (9) その他障害者歯科診療に適した環境であること
2. 認定医委員会は必要に応じて当該施設を実地調査することができる。